

2018年8月27日

一般社団法人 全国消費者団体連絡会  
代表理事（共同代表） 岩岡 宏保  
代表理事（共同代表） 長田 三紀  
代表理事（共同代表） 浦郷 由季

## 適格消費者団体及び特定適格消費者団体の適正な業務運営を確保するための内閣府令(案)及びガイドライン(案)に関する意見

1．現行の消費者契約法で法定している以上の監督厳格化を行うことに反対します。

今回のガイドライン改訂案の内容は、いずれも団体監督を厳格化する内容です。消費者団体訴訟制度の信頼性を確保することは重要ですが、すでに消費者契約法第13条第5項にて適格認定を受けられない事由が定められており、役員欠格事由として六号イにて「禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律、消費者裁判手続特例法その他消費者の利益の擁護に関する法律で政令で定めるもの若しくはこれらの法律に基づく命令の規定若しくはこれらの規定に基づく処分に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者」と規定されています。このように、消費者契約法における役員欠格事由はかなり悪質性の高いものに限定されています。

一方、今回のガイドライン改訂案は、特定商取引法にもとづく指示・業務停止命令、景品表示法に基づく措置命令及び食品表示法に基づく指示といった、刑事罰にまで至っていない行為（無過失の場合も含む）について、適合命令において当該役員の解任を命ずることも想定しており、役員の欠格事由を直接規定するものではないとはいえ、新たに欠格事由を定めるに等しいものです。

従来法規制のもとで適格消費者団体の運営をめぐる問題も生じていない中、こうした現行法規制を過重するような改訂には反対です。

2．適格消費者団体の実情をふまえ、必要な支援を求めます。

今回の「適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドライン」改訂案において、適格消費者団体の事務所に関する規定が厳格化される方向で提案されています。

しかし、そもそも消費者団体訴訟制度は国による財政支援も手当てされておらず、適格消費者団体は公益的な活動を行っているにもかかわらず関係者のボランティアに依拠した活動を余儀なくされています。そうした中でこのような規定が設けられ、適格消費者団体が既存の事務所改修や新規の事務所探しなどの追加的な業務を担わされるようなことになるとすれば問題です。

本来的には適格消費者団体への財政支援が必要ですが、仮にこのような対応を求めるのであれば、国は適格消費者団体に対して、事務所改修費の手当てや消費生活センター等の公共施設の一角を事務所として提供するようなあっせんなどの対応をセットで行うべきです。

以上